

長崎県公安委員会告示第27号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定に基づく審査（以下「検定合格者審査」という。）を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年7月17日

長崎県公安委員会委員長 長谷川 宏

Ⅰ 検定合格者審査の種別及び級

- (1) 空港保安警備業務に係るⅠ級
- (2) 空港保安警備業務に係るⅡ級
- (3) 施設警備業務に係るⅠ級
- (4) 施設警備業務に係るⅡ級
- (5) 交通誘導警備業務に係るⅠ級
- (6) 交通誘導警備業務に係るⅡ級
- (7) 貴重品運搬警備業務に係るⅠ級
- (8) 貴重品運搬警備業務に係るⅡ級

Ⅱ 検定合格者審査の実施日時及び場所

(1) 実施日時

令和8年8月28日（金）午後1時30分から午後4時30分まで

(2) 実施場所

長崎市尾上町3番3号

長崎県警察本部

Ⅲ 検定合格者審査の対象者

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項及び同条第2項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に合格した者（施設警備業務に係る検定合格者審査にあっては、旧検定における常駐警備業務検定に合格した者。以下同じ。）であること。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 旧検定に合格した警備員であって、検定規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの（(1)に該当する者を除く。）

Ⅳ 検定合格者審査の方法

検定合格者審査に当たっては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

Ⅴ 検定合格者審査の科目

(1) Ⅰ級の検定合格者審査

ア 学科試験

(ア) 出題範囲

- α 警備員の資質の向上を図るための指導方法に関すること。
- β 警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な最新の法令に関すること。
- γ 警備業務を実施するために使用する最新の各種資機材の機能、使用方法及び管理方法に関すること。
- δ 護身の方法（護身用具の使用方法を除く。）に関すること。

(イ) 問題数

10問

イ 実技試験

(ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(1) 内容

徒手の護身術の基本動作を２種類実施する。

(2) ２級の検定合格者審査

ア 学科試験

(ア) 出題範囲

- α 警備員の資質の向上を図るための指導方法に関すること。
- β 警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な最新の法令に関すること。
- γ 警備業務を実施するために使用する最新の各種資機材の機能、使用方法及び管理方法に関すること。
- δ 護身の方法（護身用具の使用方法を除く。）に関すること。

(イ) 問題数

10問

イ 実技試験

(イ) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(1) 内容

徒手の護身術の基本動作を１種類実施する。

6 申請手続

(1) 申請期間

令和８年７月27日（月）から同月31日（金）までの午前９時から午後４時までの間（午後０時から午後１時までを除く。）

(2) 申請書類等

審査申請書（検定規則附則別記様式を用いること。）には、次の書類等を添付すること。

ア 写真（申請前６月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に申請者の氏名及び撮影年月日を記入したもの） １葉

イ 旧検定規則第８条の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し １通

ウ 長崎県公安委員会以外の公安委員会から旧検定合格証の交付を受けている者は、次の書類のうち該当するもの いずれか１通

(ア) 長崎県内に住所を有する者は、住所地を疎明する書面

(イ) 警備員であって長崎県内の営業所に属する者は、当該営業所に属することを疎明する資料

(3) 申請先

審査申請書は、次のいずれかを經由して提出すること。

ア 長崎県内に住所を有する者は、その者の住所地を管轄する警察署

イ 長崎県内の営業所に属する者は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 長崎県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けた者で、長崎県内に住所地がなく、かつ、長崎県内の営業所に属しないものは、長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課

(4) 申請方法

ア 検定合格者審査を受けようとする者は、原則として申請期間の午前９時から午後３時まで（午後０時から午後１時までを除く。）に、申請先に対し、来所し、又は電話をかけて事前申込みを行い、事前受付番号を取得すること。

イ アにより、事前受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日の申請時間内に、申請先の警察署に対し、事前受付番号を申告の上、検定合格者審査の申請をすること。この場合において、e-Gov電子申請により検定の申請をするときは、所定の備考欄に事前受付番号を記載すること。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った日の申請時間内に、検定合格者審査の申請をしなかったときは、申請先の警察署に対して行った事前申込みは、無効とする。

エ ア及びイの手続は、原則として検定を受けようとする者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等に

より代理人が行う場合は、申請先の警察署に対し、本人の委任状を提出すること。

7 当日に必要なもの

検定合格者審査を受ける者は、旧検定合格証及び筆記用具を持参すること。

8 検定合格者審査手数料及び納付方法

(1) 審査手数料

4,700円

(2) 納付方法

検定の申請時に納付すること。ただし、e-Gov電子申請により検定の申請をした場合は、別に指示される期日までに、申請先の警察署において納付すること。

なお、納付した検定手数料は、検定を受けなかった場合においても返還しない。

9 合格発表

この検定合格者審査の合格発表は、当日審査場所において本人に対して行う。

10 その他

(1) 受検の制限

申請者は、1の(1)から(8)までの検定合格者審査のうち、いずれか一つについてのみ申請することができる。

(2) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係（電話 095-820-0110 内線3186）